

## ウィズコロナ時代の文化芸術支援に関する指定都市市長会提言

「文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。」平成29年6月施行の文化芸術基本法前文の冒頭に記されたこの言葉は、今、我々が直面している「ウィズコロナ時代」の文化芸術の在り方を強く示唆している。人々が「新しい生活様式」を実践していく中でも、美術、音楽、舞台芸術、映画、そして食文化等の有形・無形の文化を楽しみ、創作活動に参画し共感するなど、文化芸術を享受することは、生きる喜びであり、共生社会を実現する社会包摂の基盤ともなるものである。

一方で、文化芸術を創造する人々に目を向けると、感染拡大に伴うイベント自粛や3密回避といった観点から、活動を維持・継続していくことが困難な状態に陥っている。現在、国において、500億円規模の「文化芸術活動の継続支援事業」が創設され、活動の再開・継続に最大1,500万円の補助金が交付されるなど、過去に例のない大規模な支援策を講じられていることに敬意を表する。

指定都市においても、これまで各都市が実践してきた「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う文化芸術への支援施策」に係る取組事例集を作成し、成功事例や課題を共有し、互いに学び合い、更なる支援策を進めることを確認したところである。

文化芸術は、心の豊かさや創造力の源泉となる本質的価値を有すると同時に、地域の経済・観光の発展、次世代の担い手育成、コミュニティ活性化、孤立防止など、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会を目指すSDGsの実現を見据えた地域社会の基盤を形成する社会的・経済的価値も有する。

文化芸術活動の継続・再開と感染拡大防止の両立を支援し、文化・経済・観光の好循環を生み出していくことは、我が国の感染拡大からの力強い回復（レジリエンス）に大きく寄与するものである。

ついては、国と指定都市が一体となり、ウィズコロナ時代の文化芸術支援を推進していくに当たり、下記のとおり提言する。

### 記

- 1 ウィズコロナ時代における文化芸術活動の活性化に向けて、地方自治体が実施する地域の実情に見合った効果的な支援策に対し、必要な財政措置を行うこと。
- 2 文化芸術コンテンツを国内外に発信するためのプラットフォームの構築など、文化芸術活動のオンライン配信及びデジタル技術の活用を促進するための支援策を講ずること。
- 3 流動的な雇用形態で活動するアーティストやその下支えをする文化芸術関係者の活動機会を維持するためのセーフティネットの検討など、安定的な文化芸術活動の促進に向けた継続的・中長期的な支援策を講ずること。

令和2年11月13日

指定都市市長会